

集中改革プランの全体像

集中改革プランは、これまでの行政改革基本方針で示した『行政改革の基本的な方向』に基づいて取り組めます。

◎行政改革の基本的な方向と集中改革プランでの5年間ににおける事務・事業の再編・整理目標(取り組み件数204件)

1. 市民参画・市民との協働による行政システムの構築(6件)

●まちづくり基本条例の制定
●市民自治推進委員会の設立など

2. 成果を重視した政策を推進する行政システムの構築(1件)

●行政評価制度の確立

3. 最少の経費で最大の効果を発揮する行政システムの構築(171件)

●電子市役所構築の推進など
●市役所内部の見直し
●補助金の見直し
●事務事業の整理合理化
●保育所の民間委託など各種事業の民間委託の推進

●指定管理者制度(12件※2参照)の導入

●公共施設の統廃合

4. 適正な受益と負担の行政システムの構築(8件)

●公共施設使用料金の見直しなど

5. 市民の期待に応えられる職員育成などによる行政システムの構築(18件)

●勤務評価制度の推進・充実
●組織機構の見直し・定員管理の適正化など

集中改革プランではどんなことをするのか?

①事務・事業の再編・整理、廃止・統合

厳しい財政状況のもと、行政が果たすべき役割を踏まえ、市民参加による行政評価を通して、行政が関わる必要性や効果などを検証し、市民の皆さんに選択と応分の負担をいただくながら公共サービスを提供する『分権型事務事業執行のシステム』づくりを目指して事業の再編・整理などに取り組めます。

②民間委託などの推進

民間と行政の役割分担を明確にし、民間を主体とできるものについては積極的に民間に委ね、市民の皆さんとの協働による事業推進に努めます。

また、公共施設の管理は、ファシリテイマネジメント(12頁※3参照)の考え方を導入するとともに、施設管理の専門知識・技術などを要する

分野や、変則的な勤務を要する分野などについて、その経済性や市民サービスといった面でのメリットなどを検証し、適切な民間活用に努めます(13頁表2参照)。

このほか、指定管理者制度や市民パートナー制度(12頁※4参照)、PPP(13頁※5参照)、PFI(13頁※6参照)など、多様な形態の民間活用を進めます。

【表2】公共施設についての取り組み目標
◎平成17年度から21年度までの5年間の取り組み目標

施設の種類の	施設数	取り組み件数(予定施設)			
		指定管理者制度導入施設	廃止	民営化	その他
①レクリエーション・スポーツ施設	50	13	1	0	0
②社会福祉施設	51	40	2	0	0
③児童福祉施設	18	0	3	1	0
④基盤施設	109	7	0	0	0
⑤文化教育施設	39	14	1	0	0
計	267	74	7	1	0

③市職員の定員管理の適正化

市職員数は、地方分権時代の基礎となる自治体としての果たすべき役割や機能を踏まえ、民間と行政の適切な役割分担のもと、平成17年4月1日現在の513人から平成22年4月1

※5 PPP(プライベート・パブリック・パートナーシップ)

行政が提供している公共サービスを民間に開放すること。コストの低減や質の向上、サービス提供形態の革新を実現しようとする取り組みです。

※6 PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設などの建設や維持管理、運営などを民間の資金・経営能力や技術的能力を活用して行う新しい手法です。

日までに46人を削減し、467人を目指します(13頁表3参照)。

【表3】年度別職員数の推計(単位:人)

	H17	H18	H19
職員数	513	503	495
対前年度比		△10	△8

	H20	H21	H22
職員数	486	471	467
対前年度比		△15	△4

※各年度4月1日現在

また、その手法については、次の視点に立って進めます(14頁をご覧ください)。